特定非営利活動法人プロジェクト保津川　　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　プロジェクト保津川　という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を京都府亀岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、各種団体・企業・行政との健全なパートナーシップに基づいて保津川流域に係る環境保全の向上を促進し、もって望ましい市民社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）環境の保全を図る活動

（２）まちづくりの推進を図る活動

（３）観光の振興を図る活動

（４）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

①　保津川クリーン作戦事業

②　保津川に関する環境教室・観察会事業

③　保津川の環境保全・循環型社会構築に係るシンポジウムなどの交流連携促進事業

④　保津川の環境保全・循環型社会構築のための啓発事業

⑤　保津川の環境保全・循環型社会構築のための調査研究事業
⑥　保津川の環境保全・循環型社会構築のための広報誌の発行事業
⑦　まちづくりの推進を図る活動
⑧　保津川流域の環境保全・循環型社会構築に貢献する観光商品の開発事業
⑨　保津川流域の歴史・文化・自然を活用した観光商品の開発事業
⑩　保津川流域の歴史・文化・自然に関する情報発信事業
⑪　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

（2）その他の事業
持続可能なまちづくりに寄与する物品販売事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
２　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
３　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（会費）
第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）退会届の提出をしたとき。
（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（3）継続して３年以上会費を滞納したとき。
（4）除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この定款に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第12条　この法人に次の役員を置く。

（1）理事　８人から15人

（2）監事　１人から３人

２　理事のうち、１人を代表理事、３人を副代表理事とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員に対する報酬は支給されない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員及び顧問）

第19条　この法人に、若干名の顧問、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　顧問は、理事会が推薦し、代表理事が任免する。また、顧問はこの法人の運営について意見を述べることができる。顧問の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。

3　事務局長は、代表理事が任免する。

4　職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

（種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業計画及び活動予算並びにその変更

（５）事業報告及び活動決算

（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７）会費の額

（８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（９）事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

（３）第 14 条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その

日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等とする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第２項、次条第１項及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）代表理事が必要と認めたとき。

（２）理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

（３）第 14 条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

第35条　理事会における議決事項は、第 33 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等とする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項の適用については、

理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）設立の時の財産目録に記載された資産

（2）会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収益

（5）事業に伴う収益

（6）その他の収益

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第45条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第46条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の２分の１以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産手続開始の決定

（６）所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）

第55条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	坂本　信雄
副代表理事	大西　信弘
副代表理事	豊田　知八
副代表理事	原田　禎夫
理事	中野　恵二
同	河原林　洋
同	豊田　覚司
同	竹内　博士
同	森田　孝義
同	山田　達也
監事	田中　秀門
同	山内　俊房

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から　平成20年6月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から事業年度末までとする。

6　この定款の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）正会員会費		5,000円（1年間分）
（2）賛助会員会費	個人年会費1口	2,000円（1口以上）
	団体年会費1口	10,000円（1口以上）

附則

この定款は，定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は，定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は，定款変更認証の日から施行する。

（法第 25 条第 5 項関係）

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人　プロジェクト保津川

1　事業実施の方針

毎月第３日曜日に実施している保津川クリーン作戦をはじめ、下記の事業を実施し、保津川（桂川）の環境保全活動や河川の文化に対する社会的認知を高め、プラスチックごみの発生抑制や水源林の保全等の社会課題の解決に取り組む。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事 業 名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 （単位：千円）
保津川クリーン作戦事業	①定例清掃 ②川と海つながり共創出プロジェクト（保津川の日ほか）	(A)① 通年 ② 通年 (B)①亀岡市内を中心とした保津川流域等 ② 亀岡市内を中心とした保津川流域等 (C)① 10 人 ② 5 人	(D) ①保津川流域住民他 ② 保津川流域住民他 (E)① 900 人 ② 多数	862
保津川に関する環境教室・観察会事業	①鮎狩り ②保津峡 ③食文化	(A)① 7/26 ② 7/12 ③ 2/21 (B)①保津橋上流右岸付近 ② 保津峡 ③ 川の駅施設 (C)① 5 人 ② 4 人 ③ 4 人	(D)①川遊び、鮎漁に関心のある亀岡市民 ② 保津峡から水尾に関心のある市民、観光客 ③ ジビエや獣害に関心のある市民 (E)① 50 人 ② 17 人 ③ 40 人	388
保津川流域の歴史・文化・自然に関する情報発信事業	①実演・解説	(A) 3/1 (B) 保津川河川敷 (C) 4 人	(D) 筏に関心のある市民、観光客他 (E) 100 人	574

保津川の環境保全・循環型社会構築に係るシンポジウムなどの交流連携促進事業	①保津川かわまちづくり（HP 更新）	(A) 通年 (B) 亀岡市内 (C) 3 人	(D) 保津川かわまちづくりに関心のある市民、観光客他 (E) 多数	0
保津川の環境保全・循環型社会構築のための啓発事業	①保津川 de 茶会	(A) 10/24 (B) 保津川～嵐山 (C) 3 人	(D) 保津峡の歴史・文化や環境に関心のある市民、観光客 (E) 20 人	372
亀岡・保津川流域の歴史・文化・自然を活用した地域活性化事業	①ゆずの里	(A) 11/15 (B) 水尾の里 (C) 3 人	(D) 保津峡の環境に関心のある市民、観光客 (E) 20 人	143

(2) その他の事業

事 業 名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額（単位：千円）
持続可能なまちづくりに寄与する物品販売事業	実施予定なし		0

（備考）

1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

（法第 25 条第 5 項関係）

2027 年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人　プロジェクト保津川

1　事業実施の方針

毎月第３日曜日に実施している保津川クリーン作戦をはじめ、下記の事業を実施し、保津川（桂川）の環境保全活動や河川の文化に対する社会的認知を高め、プラスチックごみの発生抑制や水源林の保全等の社会課題の解決に取り組む。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事 業 名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 （単位：千円）
保津川クリーン作戦事業	①定例清掃 ②川と海つながり共創出プロジェクト（保津川の日ほか）	(A) ① 通年 ② 通年 (B) ①亀岡市内を中心とした保津川流域等 ② 亀岡市内を中心とした保津川流域等 (C) ① 10 人 ② 5 人	(D) ①保津川流域住民他 ② 保津川流域住民他 (E) ① 900 人 ② 多数	893
保津川に関する環境教室・観察会事業	①鮎狩り ②保津峡 ③食文化	(A) ① 7 月下旬 ② 7 月中旬 ③ 2 月下旬 (B) ①保津橋上流右岸付近 ② 保津峡 ③ 川の駅施設 (C) ① 5 人 ② 4 人 ③ 4 人	(D) ①川遊び、鮎漁に関心のある亀岡市民 ② 保津峡から水尾に関心のある市民、観光客 ③ ジビエや獣害に関心のある市民 (E) ① 50 人 ② 20 人 ③ 40 人	398
保津川流域の歴史・文化・自然に関する情報発信事業	①実演・解説	(A) 3/1 (B) 保津川河川敷 (C) 4 人	(D) 筏に関心のある市民、観光客他 (E) 100 人	594

保津川の環境保全・循環型社会構築に係るシンポジウムなどの交流連携促進事業	①保津川かわまちづくり（HP 更新）	(A) 通年 (B) 亀岡市内 (C) 3 人	(D) 保津川かわまちづくりに関心のある市民、観光客他 (E) 多数	0
保津川の環境保全・循環型社会構築のための啓発事業	①保津川 de 茶会	(A) 10 月下旬 (B) 保津川～嵐山 (C) 3 人	(D) 保津峡の歴史・文化や環境に関心のある市民、観光客 (E) 20 人	387
亀岡・保津川流域の歴史・文化・自然を活用した地域活性化事業	①ゆずの里	(A) 11 月 (B) 水尾の里 (C) 3 人	(D) 保津峡の環境に関心のある市民、観光客 (E) 20 人	152

(2)　その他の事業

事 業 名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額（単位：千円）
持続可能なまちづくりに寄与する物品販売事業	実施予定なし		0

(備考)

1　定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

2　2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3　2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

（法第25条第5項関係）

2026 年度活動予算書

特定非営利活動法人 プロジェクト保津川

2026 年 4 月 1 日から　2027 年 3 月 31 日まで　（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費	400,000		
2.受取寄附金	900,000		
3.受取助成金等	800,000		
4.事業収益	1,285,500		
5.その他の収益	10,000		
経常収益計	3,395,500	0	3,395,500
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	735,000		
法定福利費	10,000		
人件費計	745,000	0	745,000
(2) その他経費			
委託料	250,000		
サーバー管理費	51,000		
通信運搬費	108,000		
消耗品費	200,000		
印刷製本費	117,000		
旅費交通費	103,500		
賃借料	196,000		
地代家賃	294,000		
保管料	60,000		
支払手数料	1,000		
諸謝金	186,000		
諸会費	8,000		
保険料	20,000		
その他経費計	1,594,500	0	1,594,500
事業費計	2,339,500	0	2,339,500
2.管理費			
(1) 人件費			
給料手当	306,000		
法定福利費	4,000		
人件費計	310,000	0	310,000
(2) その他経費			
支払報酬	110,000		
委託費	5,000		
サーバー管理費	28,000		
通信運搬費	39,000		
消耗品費	50,000		
旅費交通費	3,000		
地代家賃	168,000		
租税公課	500		
支払手数料	1,000		
諸会費	2,000		
その他経費計	406,500	0	406,500
管理費計	716,500	0	716,500
経常費用計			3,056,000
Ⅲ 費用計			
税引前当期正味財産増減額			339,500
法人税、住民税及び事業税			80,000
当期正味財産増減額			259,500
前期繰越正味財産額			7,914,068
次期繰越正味財産額			8,173,568

（法第25条第5項関係）

2027 年度活動予算書

特定非営利活動法人 プロジェクト保津川

2027 年 4 月 1 日から　2028 年 3 月 31 日まで　（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費	400,000		
2.受取寄附金	900,000		
3.受取助成金等	800,000		
4.事業収益	1,290,000		
5.その他の収益	10,000		
経常収益計	3,400,000	0	3,400,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	810,000		
法定福利費	10,000		
人件費計	820,000	0	820,000
(2) その他経費			
委託料	150,000		
サーバー管理費	51,000		
通信運搬費	108,000		
消耗品費	200,000		
印刷製本費	117,000		
旅費交通費	30,000		
賃借料	252,000		
地代家賃	294,000		
保管料	60,000		
支払手数料	1,500		
諸謝金	300,000		
諸会費	8,000		
保険料	26,000		
交際費	7,000		
その他経費計	1,604,500	0	1,604,500
事業費計	2,424,500	0	2,424,500
2.管理費			
(1) 人件費			
給料手当	330,000		
法定福利費	4,000		
人件費計	334,000	0	334,000
(2) その他経費			
支払報酬	110,000		
委託費	5,000		
サーバー管理費	28,000		
通信運搬費	39,000		
消耗品費	50,000		
旅費交通費	3,000		
地代家賃	168,000		
租税公課	500		
支払手数料	1,000		
諸会費	2,000		
その他経費計	406,500	0	406,500
管理費計	740,500	0	740,500
経常費用計			3,165,000
Ⅲ 費用計			
税引前当期正味財産増減額			235,000
法人税、住民税及び事業税			80,000
当期正味財産増減額			155,000
前期繰越正味財産額			8,173,568
次期繰越正味財産額			8,328,568